

指定管理者候補者選定結果

1 対象施設及び指定期間

- (1) 施設名称 南相馬市真野交流センター
- (2) 所 在 地 南相馬市鹿島区小島田字原畑 4 番地
- (3) 指定期間 平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで(1 年 3 か月間)

2 申請書提出先及び期限

- (1) 提 出 先 南相馬市鹿島区役所地域振興課
- (2) 期 限 平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日 (金)

3 申請団体

3 団体

4 プレゼンテーション審査

施設所管課及び事務局による書類審査を経て、平成 2 9 年 1 1 月 9 日 (木) に審査員によるプレゼンテーション審査を行った。

(審査員) 副市長、小高区役所長、鹿島区役所長 (欠席のため総括参事が代理出席) 総務部長兼原町区役所長、復興企画部長、鹿島区地域振興課長、企画課長

5 指定管理者候補者の選定結果

- (1) 所 在 地 南相馬市原町区本陣前二丁目 5 1 番地
- (2) 団 体 名 株式会社東武
- (3) 代表者名 代表取締役 中島 照夫

6 選定理由

プレゼンテーション審査において、下記「 7 審査結果」の審査項目の観点から選定基準に基づいて総合的に評価し、その結果を平成 2 9 年 1 1 月 9 日 (木) 開催の指定管理者選定審査委員会に報告した。

指定管理者選定審査委員会では、プレゼンテーション審査の結果に基づき、委員の合議により選考を行い、「株式会社東武」を指定管理者候補として決定した。

「株式会社東武」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「安定的な運営が可能となる財政的基盤」、「個人情報保護の措置」、「緊急時対応のマニュアル整備」などの項目において優れており、指定管理者としてふさわしいと認められた。

7 審査結果

番 号	審 査 項 目	配 点	平均評価点		
			株式会社東武	B	C
(1)―	施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現	5	3 . 4	3 . 6	2 . 1
(1)―	平等な利用を図るための具体的手法	5	2 . 7	3 . 1	1 . 9
(2)―	施設効用の最大化を図るための具体的手法	1 5	1 0 . 1	9 . 4	4 . 5
(2)―	利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法	1 0	6 . 7	7 . 6	3 . 7
(3)―	施設の管理運営に係る経費の縮減	1 0	5 . 4	5 . 4	4 . 1
(3)―	経費縮減に係る対策及び創意工夫	1 0	5 . 0	5 . 9	3 . 7
(4)―	安定的な運営が可能となる人的能力	1 0	6 . 7	5 . 0	2 . 6
(4)―	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	1 0	6 . 3	6 . 3	2 . 6
(4)―	安定的な運営が可能となる財政的基盤	5	4 . 3	1 . 7	1 . 1
(4)―	類似施設の運営実績	5	-	-	-
(5)―	利用者、利用団体等の要望把握、改善体制	5	2 . 7	3 . 0	2 . 1
(6)―	個人情報の保護の措置	5	3 . 5	2 . 9	1 . 9
(7)―	緊急時対応のマニュアル整備	5	3 . 3	3 . 5	2 . 1
総 合 点		1 0 0	6 0 . 1	5 7 . 4	3 2 . 4

評価は以下のとおり行った。

各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

評 価 内 容	評価係数
a.優秀である(高度な能力を有している)	1 . 0
b.満足である(十分な能力を有している)	0 . 8
c.平均的である	0 . 5
d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)	0 . 2
e.劣っている(任せることが不安である)	0 . 0

各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。